

補助金調書

補助金名	一般廃棄物資源化施設整備費補助金				担当課 (連絡先)	環境局循環型社会推進部 事業系ごみ減量推進課 (TEL711-4836)	
交付先	団体	市長から施設設置の許可及び 業の許可を受けた民間事業者			区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		通年			
(公募の場合) 応募要件	<p>福岡市内から排出される事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設※(処理能力が日量5t以上の施設に限ります。)を福岡市内に設置しようとする方及び設置した方が対象となります。また、対象となる方は、最終的に次の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更許可の取得 (2) 一般廃棄物処分量の許可の取得 (3) 市税を滞納していない (4) 暴力団関係者でない</p> <p>※「福岡市内から排出される事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設」とは、「新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」に適合すると福岡市が判断した施設になります。</p>						
(非公募の場合) 非公募の理由							
補助開始年度	平成26	年度	経過年数	8	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	本市の事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助することにより、本市の一般廃棄物の資源化施設の基盤整備を図り、もって循環型社会の形成を図るもの。						
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回		
終期を延長する理由	平成37年度を目標年次とする「新循環のまち・ふくおか基本計画」では、「ごみ削減量を11万トン」という新たな目標を掲げ、さらなるごみ減量・リサイクルを推進していくこととしている。目標達成のためには、従来のごみ減量施策の推進に加え、受け皿となる資源化施設の整備が必須であり、資源化事業者の進出意欲を高めるために支援を継続するもの。						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助率: 補助対象経費の2分の1以下 ・補助限度額: 1施設あたり3億円を限度 ・補助対象経費: ①建物費 ②機械装置費					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度
	件		0 件		1 件		0 件
42,725 千円		0 千円		188198 千円		0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要							
補助金交付 による効果	事業系ごみのリサイクルの受け皿が確保され、事業系ごみの減量・リサイクルが推進される。						

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。